新 旧

## 第9条 証拠金の直接預託について

- 1. お客様から証拠金としてお預かりする現金は、全て該当の金融商品取引所に直接預託をするものとします。金融商品取引所に届け出る住所・氏名等は、当社にお届けの住所・氏名等と同一とします。
- 2. 証拠金は金融商品取引所に直接預託することで区分管 理をすることとします。当社は取引所への証拠金預託後 から次回の取引所への証拠金預託の間にお客様からお預 りした証拠金については、当社の定める信託勘定で区分 管理を行うものとします。
- 3. 金融商品取引所に直接預託した証拠金額については、 お客様が、当社指定の方式で直接確認できるものとします。

## 第18条 為替取引証拠金の追加差し入れ

- 1. 当社は、お客様の保有ポジションを取引所が定める時間、為替レート、スワップポイントにより評価し、お客様の本取引口座に預託された為替取引証拠金の金額(以下「証拠金預託額」といいます。)と評価損益、スワップポイントおよび決済損益の各相当額との合計金額より未払手数料を差し引いた金額(以下「有効証拠金額」といいます。)が、証拠金基準額を下回った場合、お客様は、当社が定める日時までに、有効証拠金額が証拠金基準額以上になるまで、当社の定める方法により本取引口座へ追加預託するものとします。お客様が、当該追加預託を行わない場合、お客様は、当社が定める日時までに、お客様の全ての保有ポジションを決済するために必要な転売または買戻しを行うものとします。
- 2. 前項に定めた追加預託または転売もしくは買戻しを当 社が定める日時に確認できない場合、当社は、お客様に 事前に通知することなく、お客様の全ての保有ポジショ ンについて、お客様の計算において、転売または買戻し を任意に行うことができるものとします。
- 3. 前項による決済の結果、残債務が生じた場合には、お 客様は当社にその額に相当する金銭を当社所定の方法に より直ちに支払うものとします。
- 4. 為替取引証拠金の追加預託の要否およびその金額の確認は、お客様が本取引に係るシステムを利用することによって自ら行うものとします。

### 第9条 証拠金の直接預託について

- 1. お客様から証拠金としてお預かりする現金は、全て該当の金融商品取引所に直接預託をするものとします。金融商品取引所に届け出る住所・氏名等は、当社にお届けの住所・氏名等と同一とします。
- 2. <u>証拠金は金融商品取引所に直接預託することで分別保</u>管をすることとします。
- 3. 金融商品取引所に直接預託した証拠金額については、 お客様が、当社指定の方式で直接確認できるものとしま す。

#### 第18条 為替取引証拠金の追加差し入れ

- 1. 当社は、お客様の保有ポジションを取引所が定める時間、為替レート、スワップポイントにより評価し、お客様の本取引口座に預託された為替取引証拠金の金額(以下「証拠金預託額」といいます。)と評価損益、スワップポイントおよび決済損益の各相当額との合計金額より未払手数料を差し引いた金額(以下「有効証拠金額」といいます。)が、証拠金基準額を下回った場合、お客様は、当社が定める日時までに、有効証拠金額が証拠金基準額以上になるまで、当社の定める方法により本取引口座へ追加預託するものとします。お客様が、当該追加預託を行わない場合、お客様は、当社が定める日時までに、お客様の全ての保有ポジションを決済するために必要な転売または買戻しを行うものとします。
- 2. 前項に定めた追加預託または転売もしくは買戻しを当 社が定める日時に確認できない場合、当社は、お客様に 事前に通知することなく、お客様の全ての保有ポジショ ンについて、お客様の計算において、転売または買戻し を任意に行うことができるものとします。
- 3. 為替取引証拠金の追加預託の要否およびその金額の確認は、お客様が本取引に係るシステムを利用することによって自ら行うものとします。

# トレジャーネットFX取引取扱規定 新旧対照表

新	IΒ
第20条 強制決済 お客様が次の各号の事由のいずれかに該当していると トレジャーネットが判断した場合、トレジャーネットはお客さまに通知することなく、直ちに、お客さまの計算において当該建玉の反対売買を行えるものとします。 決済の結果、不足金が生じた場合、お客様は直ちにトレジャーネットに対して残債務の弁済を行うものとします。 1. お客様が海外に居住していることが判明した場合。 2. トレジャーネットよりお客様に連絡の取れない状態が続き、建玉管理の観点から、問題が生じるとトレジャーネットが判断した場合。 3. お客様が死亡したことが判明した場合。 4. お客様が意思能力を失い回復の見込みがないと判断する相当な事由が判明した場合。	第20条を追加
以下項番繰り下げ	
付 則 1. この規定は、平成 21 年 7 月 1 日より実施する。 2. この規定は、平成 23 年 11 月 1 日より実施する。	付 則 1.この規定は、平成21年7月1日より実施する。